

2011年9月22日

BIS支払・決済システム委員会  
証券監督者国際機構専門委員会

一般社団法人全国銀行協会

市中協議報告書「店頭デリバティブデータ（取引情報）の報告  
及び集約の要件に係る報告書」についての意見書

一般社団法人全国銀行協会として、CPSS・IOSCO から本年8月24日に公表された市中協議報告書「店頭デリバティブデータ（取引情報）の報告及び集約の要件に係る報告書」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントが CPSS・IOSCO におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

- ◇ 世界的に店頭デリバティブの清算集中が進むなか、今後は清算機関経由での取引が市場慣行となると考えられ、全取引に於けるそれらの取引のシェアは相応の水準になると予想される。その場合、清算機関経由での情報収集のみでシステム上のリスクのコントロール強化の目的が達成される可能性があり、LEI の導入による追加的な恩恵は小さいと考える。
- ◇ LEI を導入することや LEI を利用することのメリットは理解できるが、実務面で解決すべき課題は非常に多いと考える。LEI は全く新しいものであり、各国で LEI を付番する機関の設立準備や手続き策定等の事前対応に加えて、LEI を利用する金融機関側の大規模な IT システム開発等も必要となるなど、大きなコストを強いられる。LEI の導入実施時期等に関しては、国毎にある程度裁量を認めるか、または統一的な時期を決める場合には、最も準備に時間を要する国に合わせる等の配慮が必要である。
- ◇ 対象商品は、当面は店頭デリバティブ等に限定すべきである。将来的な対象商品の拡大（有価証券、資金取引、為替取引等）は検討課題であるが、

LEIの有効性等を十分吟味した上で進めるべきであり、まずは対象商品を明確に限定して行うべきである。

#### 【各論】

- ◇ 2種類の報告手法（functional approach/data field approach）およびその両者を組み合わせた手法が提示されているが、各手法によって必要な対応が異なっていることから、採用する手法は、参加者のコスト負担や実現可能性等を総合的に勘案して決定すべきである（3.1）。
- ◇ LEIの対象先としては主に金融機関等があげられる。対象先を拡大すると、事前の準備等により多くの時間を要することとなる（4.5.1）。
- ◇ LEIを介して報告されるデータは、報告する金融機関にとっては極めて重要な情報を含んでいることから、使用目的は必要最低限に限定すべきであり、目的外の使用を厳に回避するように慎重に運用される必要がある（5.1.5）。
- ◇ LEIの発行機関のガバナンスは、中立的な立場の学識経験者や当局の代表等も参加し、運営上の費用・収益の定期的な開示等を行う等、公平で透明性の高いガバナンスを確立する必要がある（5.2.1）。
- ◇ TRへの報告に関しては、標準フォーマットで提示されている項目のうち、取引の商品性・種類によっては、業界全体としてシステム投資を含めた多大な対応コストが発生する。したがって、報告項目・頻度・タイミングに関しては、その実現可能性を勘案しながら十分に議論することが必要であり、システム的に対応が困難な項目に関しては、一定の基準に満たない取引は報告不要とする、または段階的に報告対象取引を拡大する等、国毎の事情に応じて柔軟に対応すべきである。また時価や担保額の評価に関する項目は、各金融機関によって算出ロジックが異なっている可能性があることから、業界全体でロジックを統一する等の負荷が掛かることとなるため、十分な猶予期間と柔軟な対応が必要と考えられる（Annex 2）。

負担が大きいと考えられる項目は、以下の通りである。

- ・ Data elements necessary to determine market value of transaction

- Initial Margin Requirement
- Maintenance Margin Requirement
- Variation Margin
- Long Option Value
- Short Option Value

また、以下の項目に関しては、定義の明確化が必要と考える。

- Parent Counterparty
- Grade(Commodity derivatives)
- A description of the payment streams of each counterparty

以 上